

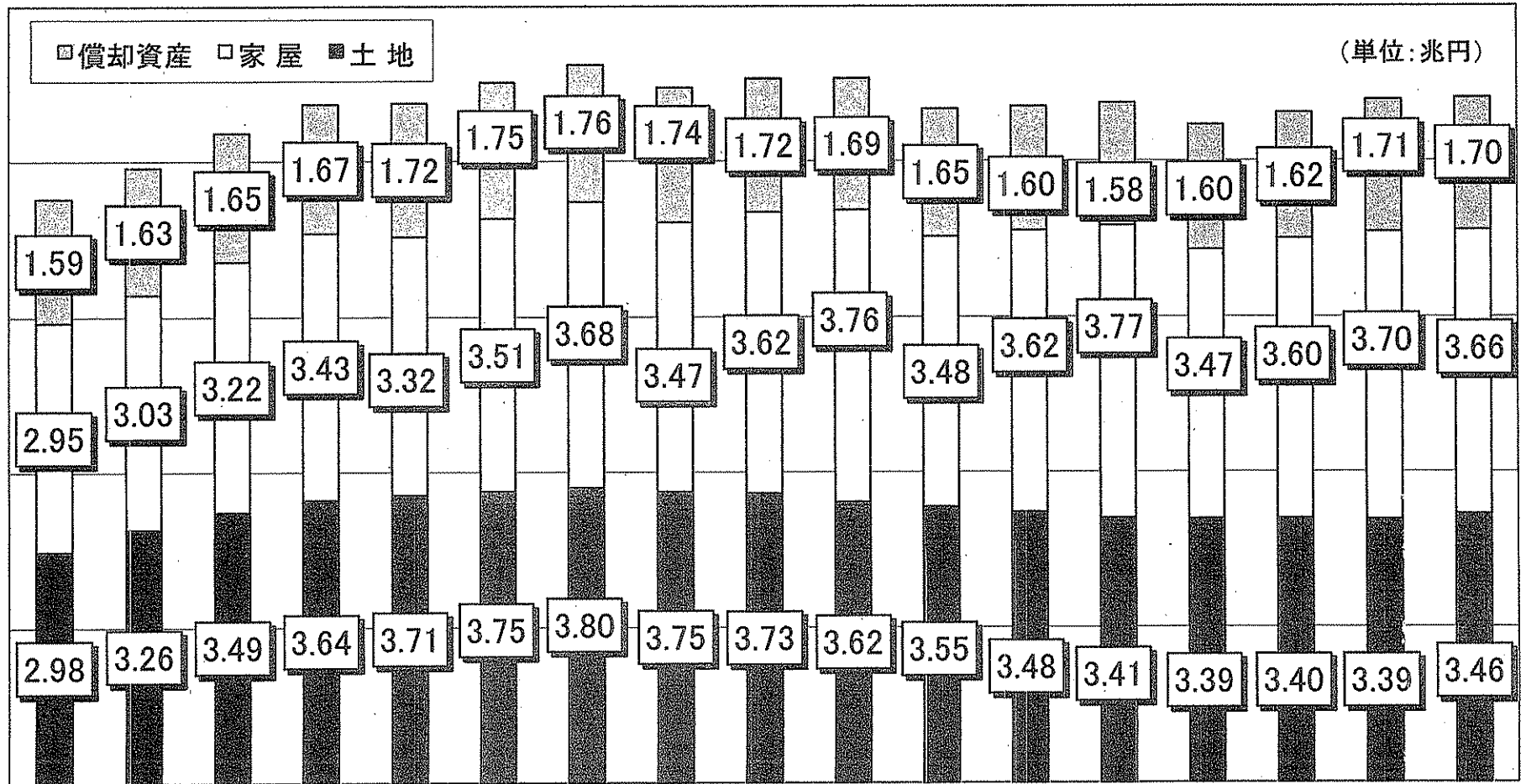
平成21年度税制改正（案）について
固定資産税関係改正事項（案）

固定資産税及び都市計画税の概要

区 分	固 定 資 産 税	都 市 計 画 税
課税主体	全市町村 (東京都23区の区域内は東京都が課税)	都市計画区域を有する市町村 (課税市町村数675団体)
課税客体	土地、家屋及び償却資産 (土地：1億7,863万筆、家屋：5,955万棟)	原則として市街化区域内の土地及び家屋 (土地：4,133万筆、家屋：2,998万棟)
納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者 (土地：3,899万人、家屋：3,876万人、 償却資産：395万人)	土地又は家屋の所有者 (土地：1,928万人、家屋：2,347万人)
課税標準	価格(適正な時価) ※ 土地及び家屋は3年ごとに評価替え (平成21年度に評価替えを実施)	同左
税 率	標準税率 1.4%	制限税率 0.3%
税 収	8兆6,245億円(平成19年度決算)	1兆2,016億円(平成19年度決算)

- ※1 都市計画税は、都市計画事業等に充当するための目的税。
- ※2 税収以外のデータは、平成20年度実績。
- ※3 固定資産税の制限税率(2.1%)は、平成16年度改正により廃止。

固定資産税収の動向

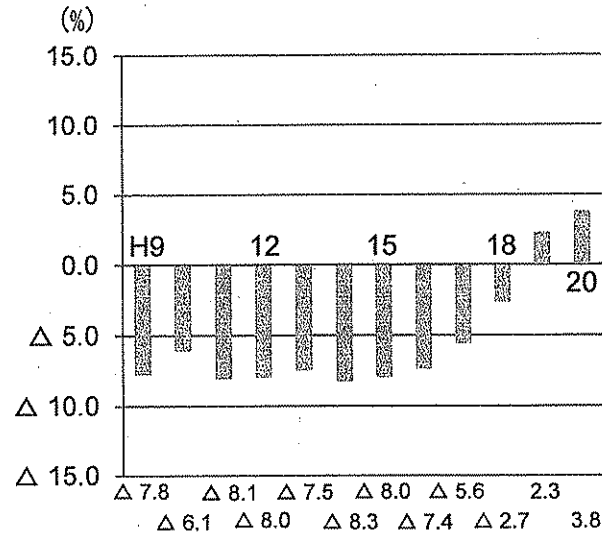


年度	H5 (1993)	H6 (1994)	H7 (1995)	H8 (1996)	H9 (1997)	H10 (1998)	H11 (1999)	H12 (2000)	H13 (2001)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)
全体	7.52	7.92	8.36	8.74	8.75	9.02	9.24	8.96	9.07	9.07	8.68	8.71	8.75	8.47	8.62	8.80	8.82

- (注) 1 平成19年度までは決算額、平成20年度及び平成21年度は地方財政計画による収入見込額である。
 2 丸がついた年度は、評価替え年度である。
 3 大規模償却資産に係る道府県分は含まれていない。

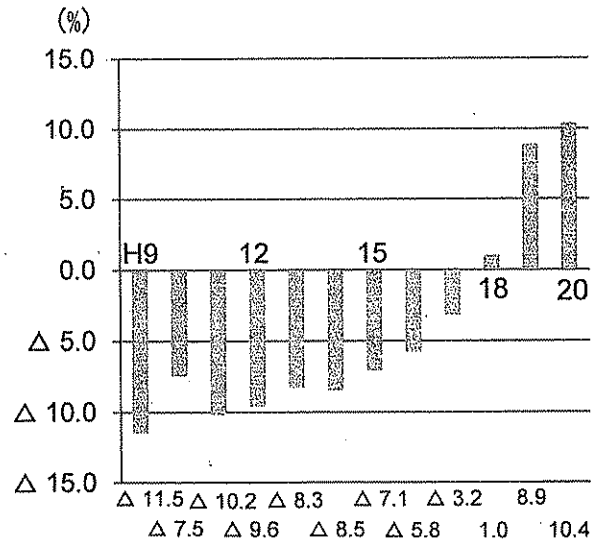
商業地の地価公示価格の動向（平成9年度～平成20年度）

全国



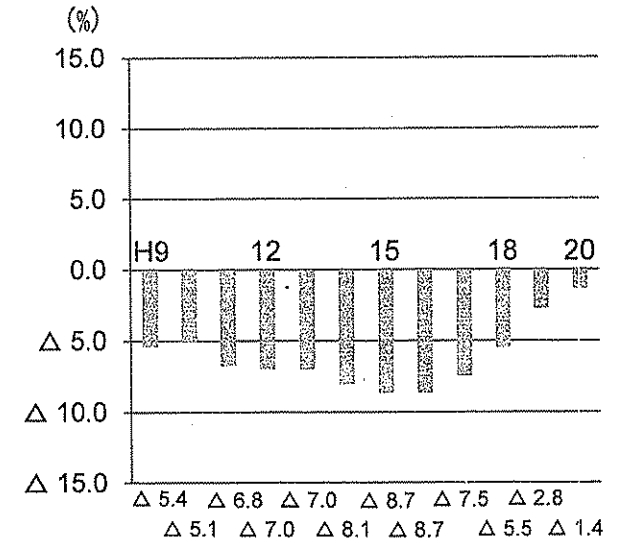
- 平成9年から平成17年まで毎年5%超の水準で下落が続いた
- 平成19年から上昇に転じ、2年連続で上昇傾向

三大都市圏



- 平成9年から平成14年まで全国平均を上回る水準で下落が続いていたが、その後下落幅が縮小
- 平成18年から上昇に転じ、平成19、20年は高い水準で上昇

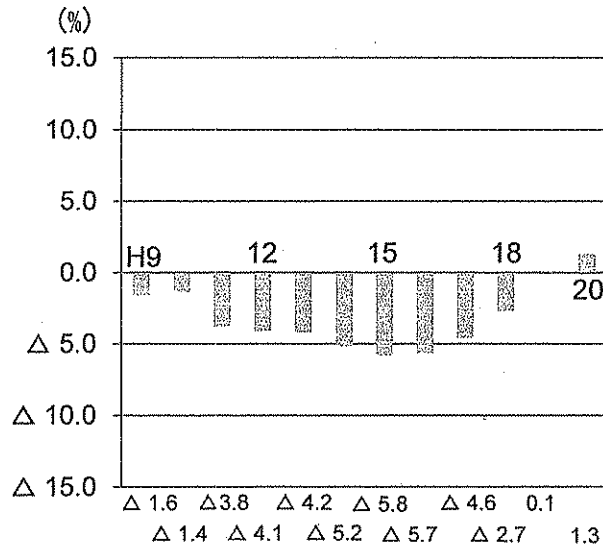
地方圏



- 平成9年から平成20年まで一貫して下落が続いている
- 近年、下落幅は縮小しているが、依然として下落地点が大半

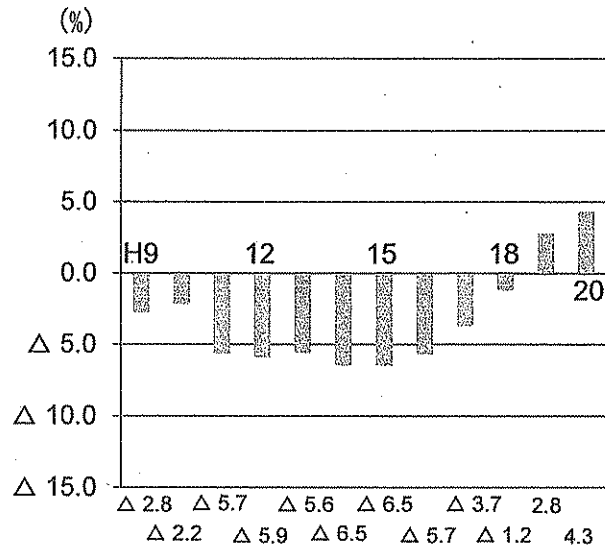
住宅地の地価公示価格の動向（平成9年度～平成20年度）

全国



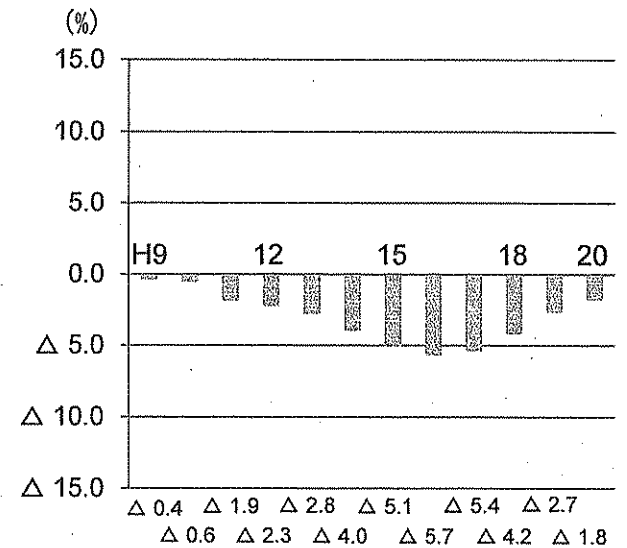
- 平成11年から平成17年まで毎年3%超の水準で下落が続いた
- 平成19年から上昇に転じ、2年連続で上昇傾向

三大都市圏



- 平成9年から平成15年まで全国平均を上回る水準で下落が続いていたが、その後下落幅が縮小
- 平成19年に上昇に転じてから、高い水準で上昇

地方圏

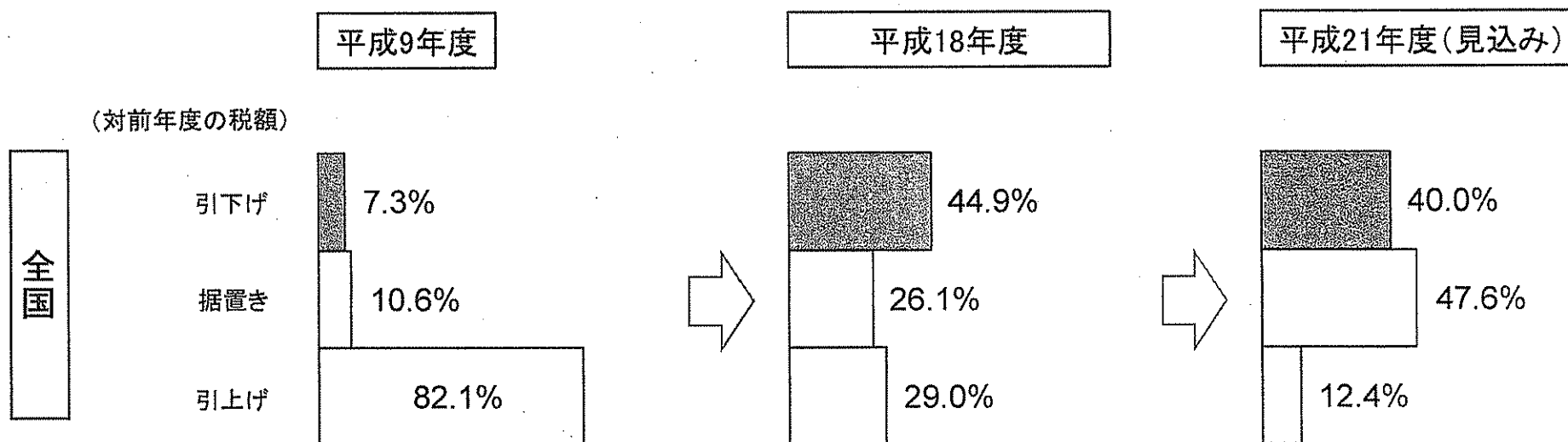


- 平成9年から平成20年まで一貫して下落が続いている
- 近年、下落幅は縮小しているが、依然として下落地点が大半

商業地等の税負担の変化（平成9年度～平成21年度）

税負担が引上げとなる土地の割合は減少してきている。

現行の負担調整措置を継続した場合、平成21年度においては、全国的には多くの土地が引下げ又は据置きとなる見込み。

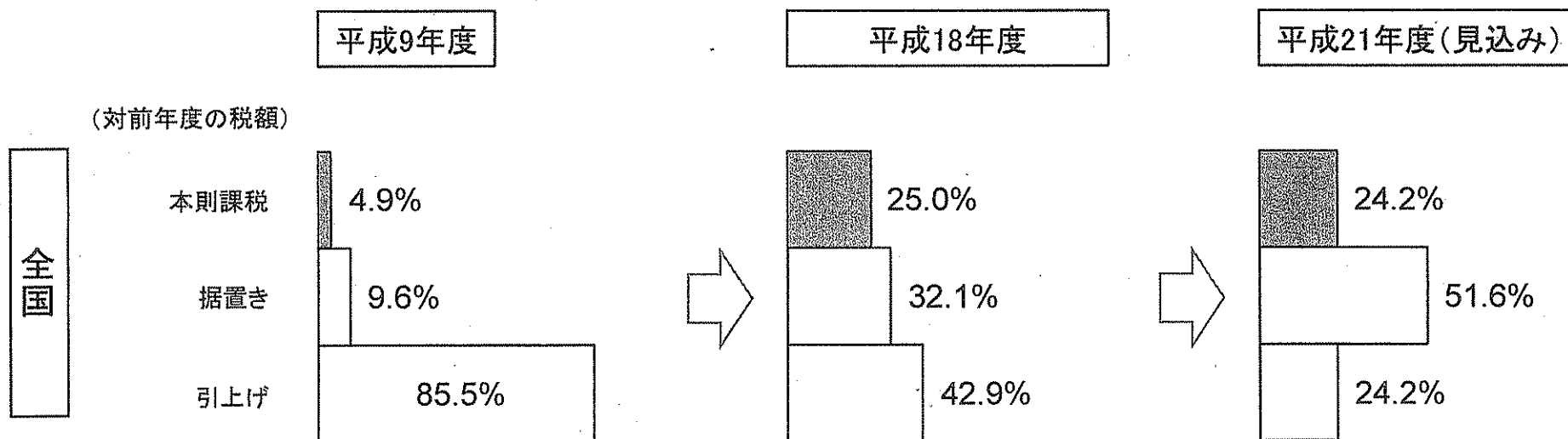


※ 割合は地積ベース

住宅用地の税負担の変化（平成9年度～平成21年度）

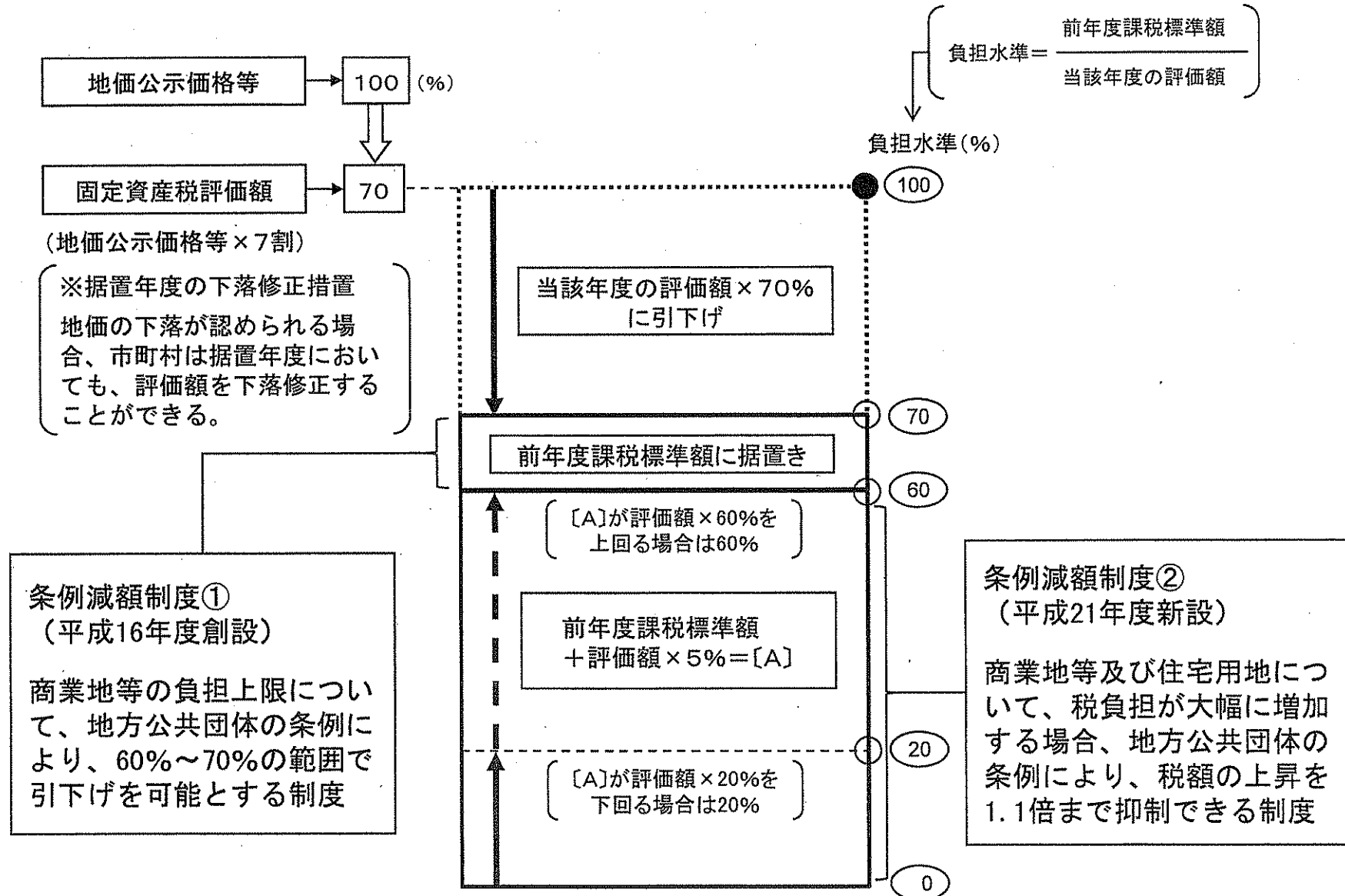
税負担が引上げとなる土地の割合は減少してきている。

現行の負担調整措置を継続した場合、平成21年度においては、全国的には多くの土地が引下げ又は据置きとなる見込み。



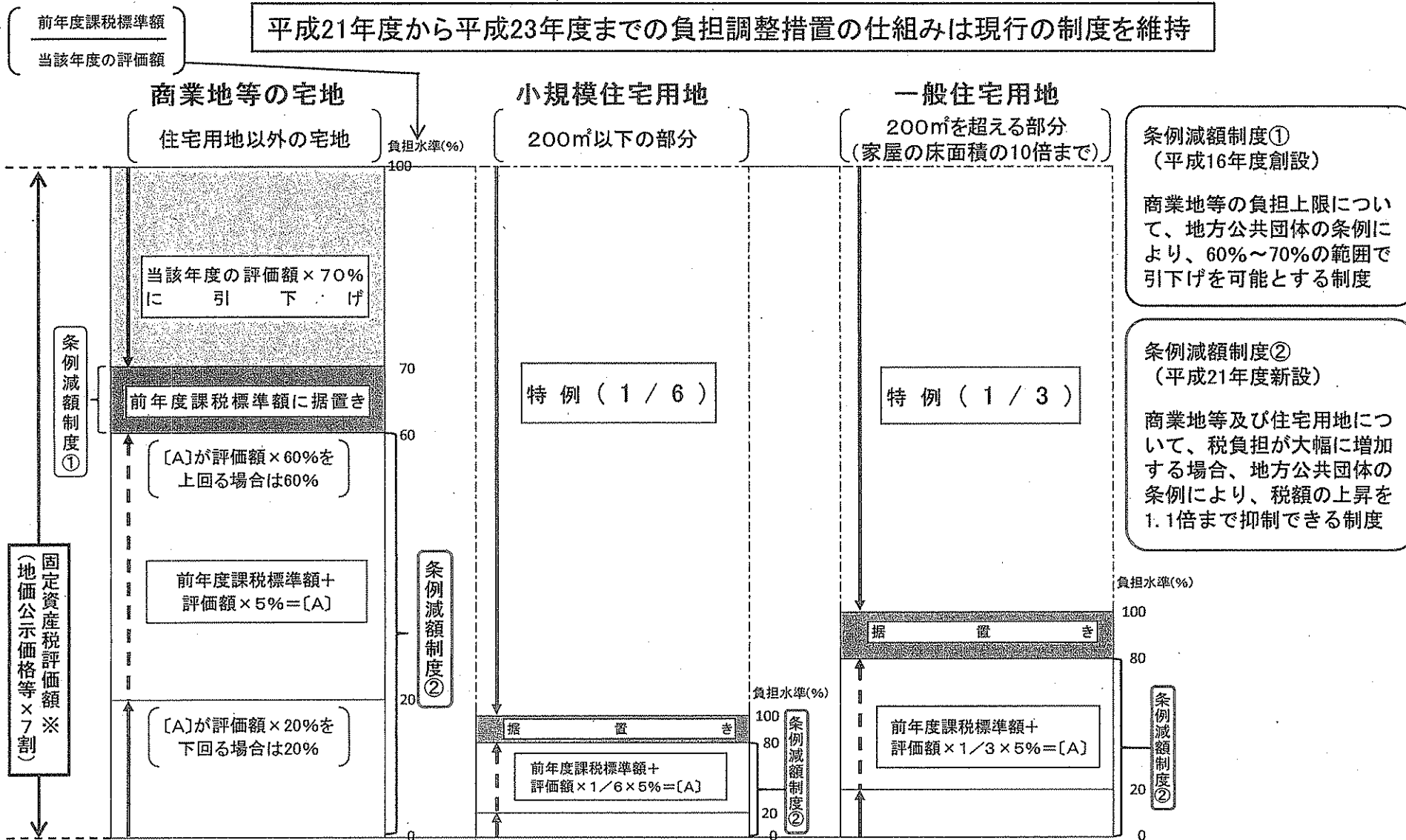
※ 割合は地積ベース

商業地等の宅地の課税の仕組み（平成21年度～平成23年度）



商業地等の宅地と住宅用地の課税の仕組み(平成21年度～平成23年度)

平成21年度から平成23年度までの負担調整措置の仕組みは現行の制度を維持



※ 据置年度の下落修正措置
地価の下落が認められる場合、市町村は据置年度においても評価額を下落修正することができる。

住宅用地等に係る条例減額制度

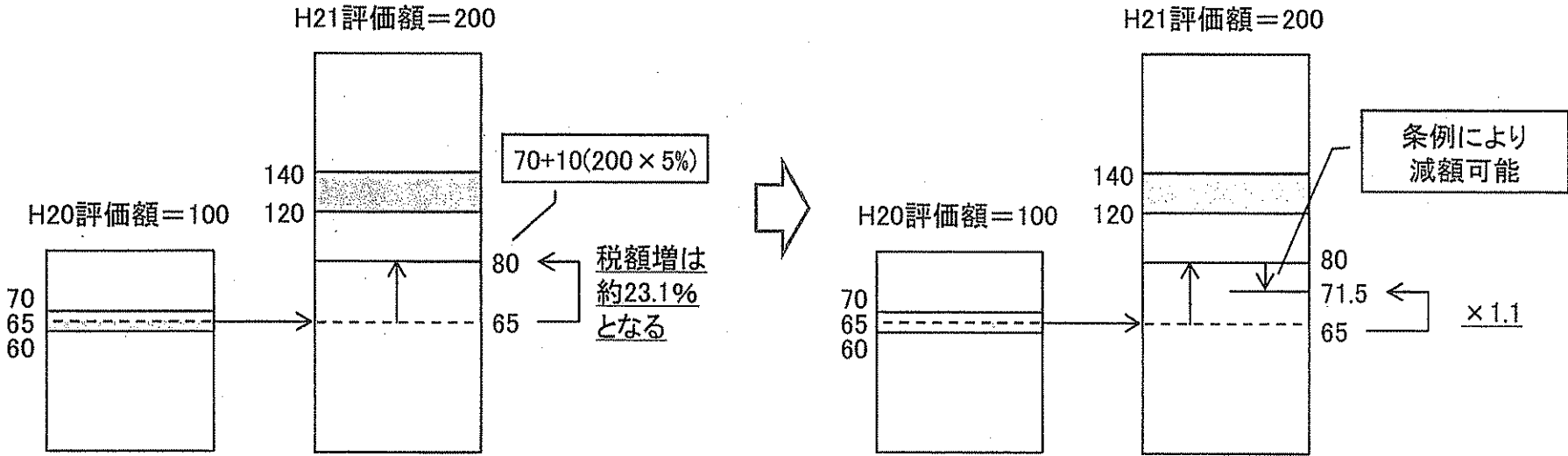
当該市町村の判断により、平成21年度から平成23年度までの固定資産税及び都市計画税の税額が、前年度税額に条例で定める割合(1.1以上)を乗じて算定される額を超える場合には、その超える額を減額できる制度を創設する。

東京都特別区の商業地等の場合(現行の条例減額制度適用あり)

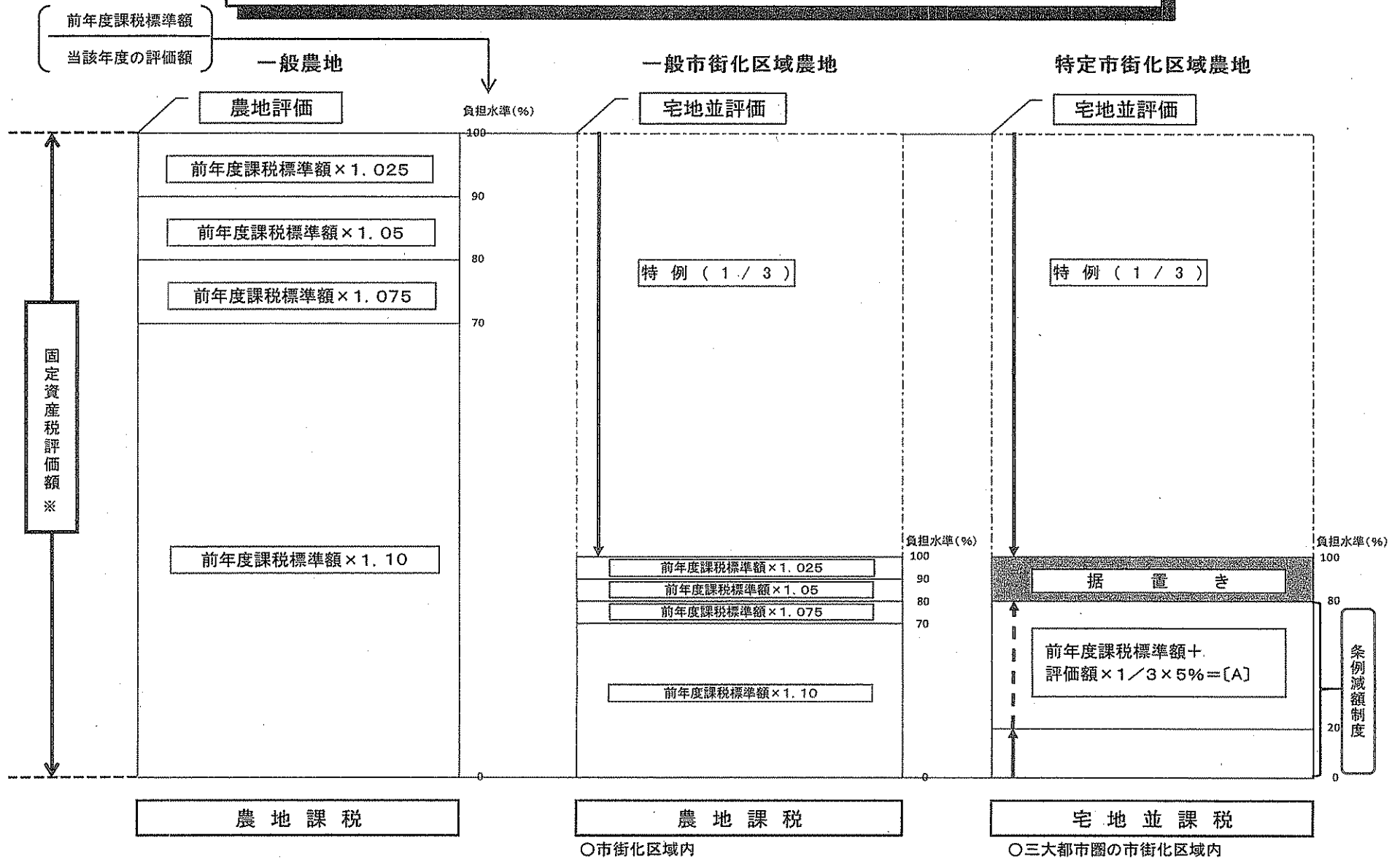
現行制度

減額適用

※ 条例で定める割合が1.1(下限)の場合



農地の課税の仕組み（平成21年度～平成23年度）



※ 据置年度の下落修正措置（一般市街化区域農地及び特定市街化区域農地のみ。）
 地価の下落が認められる場合、市町村は据置年度においても評価額を下落修正することができる。

・ 条例減額制度（平成21年度新設）

商業地等及び住宅用地について、税負担が大幅に増加する場合、地方公共団体の条例により、税額の上昇を1.1倍まで抑制できる制度

社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の創設

【固定資産税・都市計画税・不動産取得税】

社会医療法人が直接救急医療等確保事業の用に供する一定の固定資産 → 非課税

社会医療法人（H18医療法改正により創設）

以下の5事業（救急医療等確保事業）のうち1以上を1以上の病院で実施することが要件

救急医療：時間外等加算割合が20%以上、救急車等搬送件数が750件以上 等

災害医療：災害派遣医療チームを保有、救急車等搬送件数が600件以上 等

へき地医療：医師派遣又は巡回診療が年53日以上、診療日が年209日以上 等

周産期医療：分娩実施件数が年500件以上、母胎搬送件数が年10件以上 等

小児救急医療：小児救急体制、乳幼児の時間外等加算割合が20%以上 等

医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産に係る非課税措置の拡充

【固定資産税・都市計画税・不動産取得税】

現行制度

公的医療機関の開設者（※1）、特定医療法人（※2）又は公益社団・財団法人が設置する医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産 → 非課税

医療関係者の養成所

看護師養成所 准看護師養成所 歯科衛生士養成所 歯科技工士養成所
助産師養成所 臨床検査技師養成所 理学療法士養成施設 作業療法士養成施設

改正内容

社会医療法人（※3）、非営利型一般社団・財団法人（※4）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合及びその連合会又は国家公務員共済組合及びその連合会が設置する場合も非課税対象に加える。

- ※1 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会等
- ※2 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている医療法人
- ※3 医療法第42条の2第1項に規定する社会医療法人
- ※4 法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人